主

原判決を破棄する。 本件を大阪地方裁判所に差し戻す。

理由

本件控訴の趣意は弁護人邑本誠作成の控訴趣意書記載のとおりであるから、これ を引用する。

第一、 原判決中禁錮刑を言い渡した部分(原判示第一、第二、第四の(一)、 (二))について

一、 控訴趣意の一の(1)について

論旨は、原判示第二の点につき、被告人は本件事故当時兄の経営する木工所に工場責任者兼職長として勤務していた者で、当日その勤務を終わり、本件自動車を運転して妻の実家へ赴く途中本件事故を起したのであつて、本件自動車の運転と被告人の業務とはなんらの関係もないから、被告人の罪責は単に過失傷害の限度にとどまるべく、業務上過失傷害の責を負うべきいわれはない、といつて、その事実誤認、法令の解釈適用の誤りを主張するものである。

二、 控訴趣意の一の(2)について

論旨は、原判示第一の点につき、被告人は本件自動車に試運転用の臨時運行板をつけ臨時運行経路を進行していたのであるから、無免許運転の罪が成立するいわれはない、といつて、事実誤認、法令の解釈適用の誤りを主張するものである。

ところで、道路運送車両法四条によると、同条所定の自動車(本件自動車もこれに含まれる)は自動車登録原簿に登録を受けたものでなければ運行の用に供し得いことされているところ、同法は特にその三四条ないし三六条に例外規定を許可を受け、所定の行政庁より臨時運行の許可を受けた自動車については、臨時運行許可を受けた自動車にかぎり、ある。令にはないできるものとれているのであるが、そこには臨時運行許可を受けた自動車を運転する場合には運転免許を必要としない旨の規定は全くないのである。要する場面での時である。要するには運転免許を必要としない旨の規定は全くないのである。要する時でその時である。の規定は全くないのである。要する時でその時である。の規定は全くないのである。要する時間でその規定は全くないのである。の当時での時間である。のは、単に自動車登録原簿への登録を受けない。要する自動車のの方にはない。所論はこの点につき誤った解釈をあることをまで容認するものではない。所論はこの点につき誤った解釈をあることをまで容認するものではない。所論はこの点につき誤するものであて、採るに足りない。

三、ところで、職権をもつて調査するのに、原判決の法令の適用欄及び主文をみると、原判決は、その判示第一の事実につき道路交通法六四条、一一八条一項一八条一項一个表を、同第二の事実につき刑法二一条前段を、同第四の(一)の事実につき同路交通法七二条一項前段、一一七条を、同第四の(二)の事実につき同法七二条一項後段、一一九条一項一〇号をそれぞれ適用し、そのうち第一、第四の(一)、(二)の各罪については所定刑中各懲役刑を、又第二の罪については所定刑中禁錮刑をそれぞれ選択し、以上の罪と罰金のみにあたる原判示第三の罪とは刑法四五条前段の併合罪の関係にあるものとして併合罪の加重をしたうえ、右懲役刑及び禁錮刑を選択した分につき被告人を禁錮八月に処したことが明らかである。ところが、原審において適法に取り調べた前科照会書の回答欄によると、被告人は昭

(二) の部分は破棄を免れない。 原判決中罰金刑を言い渡した部分(原判示第三)についてまず職権をも つて調査するのに、原判決は、罪となるべき事実の第三として、「被告人は前記日 時(昭和三七年一一月一五日午後五時三〇分)頃、前同自動車を運転中大阪市a区 b c 丁目 d 番地先道路を時速約二〇粁で北進中進路右側に駐車していたA所有の軽 四輪車の左側を通過する際、酒に酔い前記の如き状態で運転を継続していた過失に よりハンドル操作を誤り同車右側に自車右前部を接触させよつて右車両に修理費約 三〇〇円を要する損傷を与え、もつて他人に危害を及ぼすような速度と方 法で運転した。」と判示し、右事実はいわゆる安全運転義務に違反〈要旨〉するものとして、道路交通法七〇条、一一九条二項、一二二条を適用している。ところで、 有罪の言渡をする〈/要旨〉には、罪となるべき事実として、その適用する刑罰法令各 本条所定の犯罪構成要件に該当する具体的事実を明白に示さなければならないこと は疑問の余地がない。そこで、右巻示の各法条をみると道路交通法七〇条は、「車 両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し かつ、道路交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度 と方法で運転しなければならない。」と規定し、同法一一九条二項は、過失により 右七〇条の規定に違反した者はこれを五万円以下の罰金に処する旨を規定し、さら に、同法一二二条は、その一項において、右七〇条の違反に際し違反者が酒気を帯びていたときは右罰金刑の多額を二倍に加重することができる旨を規定し、二項は 罰金のみにあたる本件には関係のない規定である。従つて、被告人の行為が右七〇条、一一九条二項、一二二条一項に該当することを示すためには、当該行為が過失によるものであること及び被告人がその行為当時酒気を帯びていたことを判示する に先立ち、まず何よりも、その行為が右七〇条に違反するものであること、すなわ ち、被告人が本件自動車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作しなかつ たとか、道路、交通、車両等の状況からみて他人に危害を及ぼす虞のある速度又は 方法で本件自動車を運転した旨を具体的に判示しなければならない。そこで、原判 示をみると、その末尾には前記のとおり「他人に危害を及ぼすような速度と方法で 運転した」旨判示しているが、これは単に前記七〇条の文言を借りてした法律上の 判断に過ぎず具体的事実の摘示とはいえないから、これを除くと、速度の点につい ては、当時被告人が時速約二〇キロメートルで北進していた旨の判示があるだけで、それが他人に危害を及ぼす虞のあるものであることをうかがわせるに足る状況の記載は全くなく、又、方法としては、単に「ハンドル操作を誤り」とあるだけで、具体的にどのような操作をしたかを判示していないから、その操作が果して道 交通及び当該車両等の状況(この状況も判文上明確にされていない)に照らし 他人に危害を及ぼす虞のあるものであるかどうかは判文上確知し得ない。もつと (1)被告人は酒に酔い前記の如き状態(これは、原判示第二の文 も、原判決は、 言を受けて、「注意力が散漫となり前方注視が不十分となつた」状態をいうものと 思われる)で本件自動車の運転を継続していた過失のあること、及び(2)A所有

要するに、原判決中右第三の部分についてもその罪となるべ事実の摘示として理由不備の違法があり、破棄を免れない。

第三、結論

以上の次第で、原判決は、禁錮刑を言渡した部分及び罰金刑を言渡した部分いずれについても破棄すべき理由があり、特に罰金刑を言渡した部分(安全運転義務違反の点)についてはさらに第一審の審理を尽させ事実関係を明確にさせる必要があると思われるから、その余の論旨(右各刑についての量刑不当の主張)に対する判断を省略し、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条、三七八条四号、四〇〇条本文に従い、原判決を破棄したうえ、本件を原裁判所に差し戻すこととし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 笠松義資 裁判官 河村澄夫 裁判官 八木直道)